

2019年5月1日

みんなで作ろう安全安心の街

つくみ 地域安全ニュース



津久見市
防犯暴力絶滅対策協議会

☎ 82-9511



うまい話にご用心！

嘘のうまい話をしてお金をだまし取る詐欺の被害や高齢者を狙った悪質商法の被害が後を絶ちません。悪質商法の被害に遭わないためにも次のことに気をつけましょう。

◎悪質商法の手口の例

【もうけ話への勧誘】

- ・「あなただけに権利があります。」「必ず値上がりします。損はしません。」「今、投資すれば必ずもうかります。」など、特に見知らぬ他人からの突然のうまい話は要注意です。
- ・「銀行に預金するよりも投資をした方がもうかる。」「銀行に預けても残高がマイナスになる。」など・・・

【訪問販売】

- ・無料の点検をしてみると言って訪問してきては、「瓦や床下の柱がいたんでいる。」などと嘘を言い、必要のない工事を次々に契約させたり、契約に必要な書類を交付しない。



◎被害にあわないために

悪質商法は、いつ皆さんの前に現れるかわかりません。

- ◆うまい話ほど疑いましょう！ ◆その場では絶対に契約しない！
- ◆必ず誰かに相談する！ ◆はっきりと断る！



被害にあったと思ったら・・・

契約時の資料、書類がある場合は必ず持参して、すぐに最寄りの警察署に相談をしてください。

★改元便乗に注意を★

改元に便乗して現金やキャッシュカードをだまし取ろうとする不審電話やメールが全国で相次いでおり、特殊詐欺被害につながる可能性があるので気を付けてください。内容は「元号が変わるのでキャッシュカードが使えなくなる。新しい口座に預金を移す必要がある」「カードを取りに行く。手続きに10万円かかるので口座から引き落とす」など。不審に思ったら最寄りの警察署に相談してください。